

訪問介護重要事項説明書

1. 事業者の概要

代表者 代表取締役 森 幸生
 本社所在地 〒171-0051 東京都豊島区長崎 5 丁目 2 番 14 号
 居宅介護支援 東京都 1371600097 号 平成 12 年 4 月開設
 障害・福祉サービス 東京都 1311600132 号 平成 18 年 4 月開設
 家政婦紹介 厚生労働大臣許可 13-(ユ)-090088

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	有限会社ホームケアながさき
管理者	森 幸生
所在地・電話番号	〒171-0052 東京都豊島区南長崎5丁目9番10号 レジェンド南長崎101 03-5988-7377
訪問介護	東京都 1371600097 号平成 12 年 4 月開設
通常のサービス実施地域	●豊島区 南長崎・長崎・千早・要町1丁目(19～34番地)・千川1丁目・ 西池袋4丁目(19～40番地)・目白4丁目(26～32番地)、5丁目 ●中野区 江原町・松が丘・江古田1丁目、2丁目(1～20番地)・ 上高田5丁目 ●練馬区 旭丘1丁目・豊玉上1丁目(1～19番地)・ 豊玉北1丁目(1～18番地) ●新宿区 西落合・中落合1丁目(1～19番地)、2丁目、3丁目・ 下落合4丁目(16～27番地)・中井2丁目

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名(1)	0名(0)	1名(0)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名(1)	0名(0)	2名(1)
	実務者研修修了者	2名(1)	0名(0)	2名(1)
	1級修了者	1名(0)	0名(0)	1名(0)
事務職員		1名(0)	0名(0)	1名(0)
	介護福祉士	0名(0)	14名(1)	14名(1)

	介護福祉士実務者研修	0名(0)	0名(0)	0名(0)
	1級修了者	0名(0)	3名(0)	3名(0)
	2級修了者	0名(0)	17名(1)	17名(1)

()内は男性再掲

(3) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日は、月曜日から土曜日まで(12月31日～1月3日は休業)

営業時間は、午前9時から午後6時までとします。

(4) サービスの提供時間帯

	6:00～9:00	9:00～18:00	18:00～20:00	備考
平日	△	○	△	
土・日・祭日	△	○	△	

12月31日～1月3日は休業

△は人員がいる場合のみ対応

3. 事業の目的

要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とします。

4. 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. サービス内容

(1) 身体介護

食 事 介 助	配膳・下膳、おかずを刻む・つぶす、摂食介助(お茶・水等含む)、服薬介助、食後介助(歯磨き見守り・介助・うがい見守り・介助・義歯洗浄、口腔清拭)
入 浴 介 助	自宅浴室での脱衣介助、着衣介助、全身浴、洗浄、手浴、足浴、水分補給等
排 泄 介 助	トイレ利用の介助(移動、脱衣、後始末、着衣、清潔介助)、ポータブルトイレの利用介助、おむつ交換、尿瓶利用介助等 *
清 拭	顔・首の清拭、上半身の清拭、下肢の清拭、陰部洗浄、ドライシャンプー、全身清拭等 *
体位変換等	体位変換、移乗、移動介助、通院・外出介助、更衣介助、起床・就寝介助、身体整容(髪の手入れ、簡単な化粧等)
自立支援の	自立支援、日常生活動作等の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助

ための見守	できる状態で行う見守り等
-------	--------------

(2) 生活援助

買 物	日用品の買物(内容の確認、品物、釣銭の確認を含む)、薬の受取り
調 理	配膳、後片付け、一般的な調理(温め直す等の簡単な調理を含む)
掃 除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、その他の清掃 *
洗 濯	洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥(物干し)、洗濯物の取入れと収納、利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

* 感染症予防や衛生上の観点から、手袋を着用いたします。

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割ですが、収入と所得に応じて2割または3割となる場合がございます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 ー基本料金・昼間ー 】

身体介護	30 分未満	30 分 ～1時間	1 時間 ～1 時間 30 分	1 時間 30 分以上 (30 分増すごとに)
	2,781 円	4,411 円	6,463 円	934 円を追加
生活援助	45 分未満	45 分以上		
	2,040 円	2,508 円		
初回加算	1 回 当 り	新規で当社のサービスを利用されるとき(前回のサービス提供時より2ヶ月あけて、あらたに訪問介護計画を作成する場合も含む)に、サービス提供責任者が自らサービスを行うか、他のヘルパーと同行訪問した場合に加算		
	2,280 円			
緊急時訪問 介護加算	1 回 当 り	お客様やご家族様から臨時的な訪問介護の要請を受け、ケアマネジャーと連携を図りながらサービスを行った場合に、通常のサービス料金に加算		
	1,140 円			
特定事業所加算 (Ⅰ)	所定単位 数の 20/100	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応度合いに応じて加算		
特定事業所加算 (Ⅱ)・(Ⅲ)	所定単位 数の 10/100	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応度合いに応じて加算		

* 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増しとなります。

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間によるものとします。

- * 1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合や暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合あるいはこれらに準ずる場合で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- * 上記料金表に記載のない料金については、指定居宅サービス介護給付費にもとづいて計算します。

(2) 交通費

- ・前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は訪問介護員、サービス提供責任者が訪問するための交通費の実費が必要です。
- ・通院その他の外出介助ではお客様本人と介助する訪問介護員の交通機関の料金を負担願います。

(3) 救急車同乗

お客さまが救急車で医療機関へ移送される際に、訪問介護員が同乗した場合、介護保険の適用外となるため、対応時間に応じた自己負担が発生します。

(4) 入院中の取扱い

医療保険の適用を受ける病床に入院中および外泊中は、訪問介護サービスに介護保険は適用されません。

(5) 病院内における介助

病院内の介助は原則として介護保険適用外となるため、時間に応じた自己負担が発生します。

待機時間	負担額
30分未満	600 円
30分以上60分未満	1,200 円
60分以上90分未満	4,125 円(税込)
90分以上120分未満	5,500 円(税込)
120分以上	6,875 円以上(税込)

(6) サービス開始までの待機時間

訪問介護員が訪問し、お客様が不在、その他の理由でサービス開始まで20分以上待機した場合、600円の自己負担が発生します。

※30分以上待機して、お客様がお戻りにならない場合は当日のキャンセルとなります。

(7) キャンセル料

利用者がサービス実施の前日の営業時間終了までに通知することなく、サービス中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対し、キャンセル料 1,700 円を請求することができます。この場合の料金は、その都度集金によりお支払いいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話5988-7377)

(8) その他

- ① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。
- ② 通院・外出介助における訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、お客さまのご負担になります。
- ③ 料金のお支払方法
原則的に口座振替にてお支払いいただきます。ただし、料金が 1,000 円以下の場合、クレジットカードによるオンライン決済でのお支払いとなることがあります。

毎月、27日(土・日・祝日の場合、翌金融機関営業日)にご指定の口座から前月分の利用料を振替いたします。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

- ④ 介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦費用の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- ⑤ 4. サービス内容(1)(2)に規定する※の手袋について、お客様が用意された手袋を着用することもできます。また、上位品質の手袋をご希望の場合は実費でお譲りいたします。
- ⑥ 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に説明をいたします。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社スタッフが伺います。

お客様の介護保険被保険者証等を確認の上、契約を結び、居宅介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成したのち、サービス提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの中止

- ① 利用者は、事業者に対して、サービス提供前日の営業時間終了までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- ② 利用者がサービス実施前日の営業時間終了までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対してキャンセル料 1,700 円を請求することができます。この場合の料金は、その都度、集金によりお支払いいただきます。
- ③ 次の事由に該当した場合、事業者はサービスを一定期間中止することがあります。
 - ・利用者または家族ならびに同居人の従業者に対するパワーハラスメント行為の停止を催告したにもかかわらず、パワーハラスメント行為が継続する場合
 - ・利用者または家族ならびに同居人の従業者に対するセクシャルハラスメント行為の停止を催告したにもかかわらず、セクシャルハラスメント行為が継続する場合

(3) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 料金滞納によりサービスを終了する場合
お客様が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内に支払われない場合、文書で通知することで即座にサービスを終了させていただきます。

④ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援 1、要支援 2 と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

⑤ 事業者からの契約解除

以下の事由に該当する場合は、事業者は利用者および家族等に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも関わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、1ヶ月前までに文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし止むを得ない事由が認められるときは、直ちに契約を解除することができます。

- ・ 利用者またはその家族等が、事業所やサービス従業者あるいはその他関係者に対して、故意にハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき
- ・ 利用者またはその家族等が、事業所や職員その他関係者の生命、身体、財産、もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつ事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき
- ・ 家族等が、利用者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、あるいはまったく反応しない等、事業所運営を著しく阻害する行為が認められるとき

8. 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 会社理念

私たちは、和の心と輪をもって、自信あるサービスの形を創りあげます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	年 12 回 研修を実施します
サービスマニュアルの作成	○	

9. 個人情報の保護

- ① 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

10. 虐待の防止について

- ① 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待の防止のための指針の整備
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ⑤ 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑥ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

15. 損害賠償責任保険

指定訪問介護サービスの遂行における下記の事故に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。

- ①業務遂行中、または遂行の結果に起因する事故
- ②事業者が所有・使用・管理する施設に起因する事故
- ③事業者が使用・管理する他人の財物に関わる事故

16. サービス内容に関する苦情

- ① 当社お客さま相談・苦情担当 電話5988－7377

- ② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・豊島区 介護保険課	南池袋 2-45-1 (月)～(金) 8:30 AM ～ 17:00 PM	TEL 3981-1111
・中野区 介護保険 事業者指導調整担当	中野 4-8-1 中野区役所2階 (月)～(金) 8:30 AM ～ 17:15 PM	TEL 3228-8878
・練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員	豊玉北 6-12-1 区役所西庁舎3階 (月)～(金) 8:30 AM ～ 17:15 PM	TEL 3993-1344
・新宿区 介護保険課給付係	歌舞伎町 1-4-1 区役所2階 (月)～(金) 8:30 ～ 17:00	TEL 5273-3497
・東京都 国民健康保険団体連合会	飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 (月)～(金) 9:00 AM ～ 17:00 PM	TEL 6238-0177
・板橋区 介護保険苦情・相談室	板橋 2-66-1 (月)～(金) 9:00 AM ～ 17:00 PM	TEL 5970-1202

(上記はすべて日・祝祭日、12月30日～1月3日休業)

サービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

17. 個人情報取扱方針

当社の個人情報取扱方針は【重要事項説明書別紙】記載のとおりです。

ホームページ <https://www.homecare-nagasaki.com>

E-mail info@homecare-nagasaki.com

令和 年 月 日

指定訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して重要な事項を説明しました。

事業者

所在地

東京都豊島区南長崎5丁目9番10号 101号

名称

有限会社ホームケアながさき

代表者代表取締役

森 幸生



説明者

氏名

私は、事業者から指定訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名



(代理人)住所

氏名

印

利用者との続柄